

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年12月25日（金）15:32～16:02

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

久知良 俊二 厚生労働省派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

<事務局>

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 クールジャパン外国人材の受入促進について

3 閉会

○塩見参事官 それでは、ただ今から、本日のワーキンググループヒアリングを開催させていただきます。

本日最初のセッションは、クールジャパン関係の外国人材の受入促進というテーマで、これまでずっと議論を積み重ねてきていただいておりますが、10月20日の諮問会議におきまして、総理からも総合的な在留資格の見直しについて御指示があり、また、前回11月4日のワーキンググループヒアリングにおきまして、具体的なニーズについての検証をして、本ワーキンググループにお示しいただくようお願いをしておりました。

また、現在の在留資格につきましても、その明確化を図るためのガイドラインの改定につきまして、検討をお願いしてきております。

本日は、この2点につきまして中心に御議論を賜ればと思います。

それでは、八田座長、よろしくお申し上げます。

○八田座長 いつもお忙しいところをお越しくださいます、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○根岸室長 法務省入国管理局の根岸でございます。いつもお世話になります。連日でもよろしくお願いいたします。

本日は、まず、クールジャパンの関係ですけれども、前回からちょっと間が空きましたけれども、前回のワーキンググループヒアリングでの議論を踏まえて宿題をいただきまして、それに対する回答を差し上げたもの、11月30日付のペーパーがお手元にあると思います。これに基づいて御説明をさせていただきます。

まず一つ目に、クールジャパンに関わる外国人材の就労拡大を図るための具体的な仕組みを検討してほしいという話で、それまでの何回かの会合の中で、我々法務省としては、昨日も申しあげましたけれども、本来は専門的、技術的な分野を受け入れるということが今の方針です。そうでないものを含めて受け入れるということであれば、特別な枠組みが必要になって、それを作るには、それなりの必要性、ニーズがあって、効果があるのだということの検証が必要だと。そのためには、業所管省庁を中心に、そういったニーズがどのようなあつて、効果があるのかということが検討されないと議論ができないというお話を差し上げてきて、前回のときに、今日は来られていないですけれども、経済産業省などに御一緒いただいたときもあり、前回は、法務省が中心になって、各業所管省庁の意見もまとめてきてほしいというお話でしたので、各省、経済産業省、それから、今日は労働行政の所管としての厚生労働省に来ていただいていますけれども、美容の関係の業所管という意味での厚生労働省の部局、あるいは、食については一部やっておりますけれども、そういう関係での農林水産省など皆さんから、ニーズがどうなのか、効果がどうなのかというお話を聞いてまいりました。

そうしたところ、関係省庁からお話を伺った限りにおいては、一部の関係者から有用性も指摘されているものの、「ものの」というのは、こういう提案があるということです、全くゼロということではないのだろうと。ただ、いずれの分野においても、今、外国人を特に受け入れていない人で、受け入れることについて業界全体からの高いニーズは聞いていない、あるいは、現行制度で受け入れている人で、そういう分野の人が必要なのだということも含めて、特に新たな仕組みを作るというニーズはないということで、あるいは、一部の業界では、日本人労働者に与える影響が大きいということが言われております。このように業所管省庁が判断している中であつて、入口を持っているのが法務省だから、法務省でとにかくまとめて作ってほしいと言われても、当省から、業所管省庁はそう言うけれども、絶対に何かあるはずだから作りますということは中々困難であることが実情でございます。

それから、ガイドラインですけれども、回答ペーパーの2については、現時点の案を後ろに付けさせていただきます。これについては、一応私どものほうで今まで実例があつたりという中で原案を書いてみまして、先ほど申しあげた業所管の3省庁に、具体的な業界から聞くニーズなどに合わせて、この辺が不明確ということがあれば、書き足して

くれないか、それを実態の許可・不許可に合わせてこちらで直すのでという御相談をして、各省に見ていただいた上で、とりあえず今は省庁の間でまとめたものでございます。

また、これについてもさらに追加すべきという御指摘があれば、追加をしていきたいと思っておりますけれども、これは言わばホームページに公開していくイメージのもので、一旦決めたら当分は動かさないという類いのものではありませんから、もしよろしければ、これはこれで進めさせていただいて、必要があれば、また追加なり修正なりをしていくということで充実させていければと考えております。

冒頭、私のほうからは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、原委員、御意見、御質問はございますか。

○原委員 毎回のお話ですけれども、ニーズがあるというお話を繰り返し私たちは聞いていまして、一部の関係者からというよりも、私たちのところには就労資格の見直しのニーズがあるというお話がたくさん来るものですから、なぜ所管省庁でニーズがないという御判断をされるのか、そちらはちゃんと検証してほしいと思っているのですけれどもね。

○根岸室長 それを我々に言われても、正直困るところでして、どこの業界でも、色々な意見があるというのはあると思うのです。あるところからこうやってくれということがあって、それに答えようと思ったら、違うところからそんなことはかえって困るという話が出るというのは、どんな分野でもあると思うのですが、ほとんどないということと、ほとんどあるということの違いは、たまたま誰に聞いたかで違いがあるというレベルではないような気がして、その辺は正直我々は分かりません。

だからこそ、まずは、業所管省庁のところはどうなのかということがないと、実際に仮にニーズがあるとなって、制度を作るにしても、元々最初の提案のときから、農林水産省の日本食のスキームが一つの例としてあって、それ以外にも、特例的な受入れをする場合、建設・造船についてもそうですし、今、経済産業省と作っていっています製造業での海外子会社従業員の受入れの仕組みですとか、そのようなものなどは経済産業省が中心になって作っていただいていますし、そのように業所管が中心になってスキーム作りをしていく中でということが最後の出来上がりとしても、そこを全く抜きにして、入口を持っているのが入管だから、入管の特例だけ作って、そうすると、入口は開いたけれども、その後は何の管理のしようもないということになるわけにはいかないのです、そういう意味では、やはり業所管省庁でまずはどう判断されるのか、その判断もなしにスキーム作りだけを中心にやれというわけにもいかないでしょうし、そこはまず最初にどうなのかということが必要ではないかと思っております。

○原委員 ちょっと進め方をこちら事務局長も含めて考えさせてもらったほうがいいのだからと思っておりますけれども、業所管省庁で、業界のニーズがない、聞いていませんと言われるということが、まず最初のハードルになりますということであれば、私たちのほうでさらにどういうニーズがあるのかということも調べることも場合によってはやらないといけ

ないのかもしれませんが、ただ、それをこちらでやらなければいけないのだったら、業所管課は廃止されたらどうかと思いますね。もし、ニーズが見つかったら、それはもう廃止していただけますかという条件のもとにやりましょうか。

○八田座長 役所は既得権に力を貸しているのではないかと、疑ってみる必要があると思います。例えば、九州には私学の小学校とか中学校は非常に少ないのです。要するに、私学審議会が牛耳っているわけで、そういう制度を役所は温存しているわけです。それと全く同じようなことが外国人の色々なことに対しても役所が起こしているのだらうと思うのです。ここで実際に許可しておられる事例の中で、例えば、日本料理の調理師としての就労を希望する人の場合、在留資格が一定の場合は認められるのだけれども、これは最初に農林水産省が言ってきたものですか。それとも、最初は規制改革会議か何かで言ったものですか。

○根岸室長 私も制度作りのときに直接携わっていなかったのですが、突然に農林水産省が言い出したわけではなかったと思います。別に業界団体というほどではなかったかもしれませんが、ニーズの声が上がってきていて、確かこれができるより前にも何度か話が出たことがあったと記憶しています。

やはりニーズの声が、それもきちんとした会議体の仕組みでやったかどうかまでは詳しく承知してはいないですが、お話が出てきて、今回の話で言えば、こういう提案があって、これを省庁が受け止めて、それはそのときに一旦は難しいと言ったかどうかまではちょっと分かりませんが、結果としてみれば、やはりこれはやるべきということになって、農林水産省を中心にスキームを作ったということだと思います。

○八田座長 この中で、例えば、規制改革会議とか構造改革特区とか、そういうところではないところで話が元々出て、行われた許可事例はあるのですか。

○根岸室長 ここにあるのは普通の許可事例ですので、何か特例の事例ということではないのです。

○八田座長 この許可事例に関して、一番最初に言い出したときです。

○根岸室長 これが言わば現行制度での許可事例ですので、誰が言い出しっぺという意味ではないです。元々ある在留資格の中に当てはまるものとして、こういうものは許可されていますよ、こういうものは不許可ですよということを明示をしているだけで、日本食の例はまたそれはそういう特例があるので、こういうものに当てはまれば許可ということをして例示の中に入れていているというだけです。特例集というわけではないです。むしろどちらかと言えば、典型的な事例を集めている例です。

○八田座長 ニーズに関する要望が、いわゆる既存の業界から出ているものではなくて、むしろ消費者及び新規参入しようとしている人たちから出ている場合に、それをどう評価するかという問題です。法務省としては、もちろん既存の業界だけのことをするわけではなくて、国民一般の利益ということをお考えになるでしょうから。そこに関しての責任をもって、そういうニーズをちゃんとくみ上げてほしいということでしょうね。それが今は、

法務省でもなく、担当の省庁でもなかったら、結局我々がその意見を吸収していくよりしょうがないということですか。

○原委員 いや、役所のお仕事は業所管課でしょう。

○根岸室長 お話し申し上げているのは、決してこの会議で調査をすべきだということではなく、内閣府でやるべきと言っているわけでもなく、それはそれできっかけとして仮にやるがあったとしても、我々がやれるわけではないので、仮にやられたとしてもそれは否定しないのですが、今後それを基に制度を作っていくのだとすると、例えば、内閣府でそれをどう取られて、調べられて、いい結果が出たとして、先生方がそれを見て、ほら、これだと言われて、我々も素人ながらに見ると、なるほどというものが出てきたとしても、業所管省庁が蚊帳の外の状況でそれを決めたところで、結局それをその後にワークする仕組みが作られなくなってしまうと思うのです。言わばいつも例示にする農林水産省の日本食のもので言えば、農林水産省が一番核となる役割を担っていますし、建設・造船では、国土交通省が核となる役割を担っています。そういうところがない状態で、どちらの制度を作ろうと、製造業などもそうですけれども、法務省で告示を作る場合、しっかりその業の観点から問題がないよう、その仕組みを作った趣旨と違うものが入らず、かつ、趣旨にそぐうものはちゃんと救えるように、その業界の専門ではないところが一律に見るので、何とか以上とか、一律の基準で置かなければいけないわけですが、きちんとよく見られるスキームを作ったものについて、そこで認定された機関に受けられる人とか、認定された事業に従事する者等を定めるのみです。その部分だけを作るような議論をしている話になってしまって、一番肝心の誰を対象にするかということについて、そこで業所管が結局きちんと見られないということになると、最終的に制度としてもワークしないでしょうし、制度を作るときに、国会でも、あるいは与党でも議論をした際に、本当にどうなのかという、別に決して反対という意味ではなくても、やはり疑問は出るわけなので、どういうニーズがあるのかと言われたときに答えられないことになります。

やはり、法務省に対し業所管のところが聞かれるわけですが、よく分からないけれども、要るといふ人がいるのでなどと答えるわけには当然いかないので、どこが調べるにしても、やはりそこは業所管のところが納得するような形にしていけないといけないということです。

○八田座長 分かりました。

今、そういう要望が出ている膨大なリストをもらったのですけれども、これを見ると、ビザの発給要件の基準が不明確とか、恣意的とか、そういう不安が結構あるのです。そのようなものについては、むしろ向こうが把握していないとしたら、それは私どもの指摘に対して、法務省が積極的に介入して行かれてもいいような性質の問題ではないかと思えますけれども。

○根岸室長 不明確だということについては、そういう御指摘があるのだとすれば、それはまず一義的に我々の問題だと思いますので、だからこそ明確にしようということで、こ

ういうガイドラインを作ろうとしているということでございます。

ただ、そのときに、業界からの色々な声を省庁が聞いているかもしれないので、我々で作った上で追加する部分はないですかということで、お聞きをして作っていったということでございます。

○原委員 作り方のプロセスがそれではダメだと思うのです。要するに、不明確だという声とか直すべきだという声を聞かれていない省庁と相談をされても、多分いいものにはならないですね。

○八田座長 これだけの声があるのに、向こうは知らないと言うわけですからね。向こうにそういうことを聞く仕組みがないのですね。

○原委員 これを拝見した中で、全然ちゃんと読んでいないですけども、ざっと見ても、一番最初の漫画・アニメのところで言うと、主体的な創作活動だったらオーケーで、補助業務だったらダメですということが書かれていて、多分これくらいはこの分野に関わっている人はきっとみんな分かっているのですね。

この狭間に落っこちる問題がたくさんあって、そこが恣意的、裁量的になされたりとかということで皆さんはお困りになっているということだろうと思いますし、ここは再三議論されているような、最初は補助業務だけをやらせますということはどう扱うのかというあたりをより明確にしていかないと問題の解決になりませんということだろうと思います。そこが最初の1ページ目のところに対象が書かれているということなのか分かりませんが、それでもね。

だから、本当にお困りになっている人と相談しないことには、こういう状態でも、いや、これは知っているよと言われそうな気がします。

○八田座長 本当に、不明確、不明瞭というものが圧倒的に多いのです。アニメデザインの職員について、ビザ発給の基準が不明確、アニメーター、ゲームデザインについても就労ビザ発給条件の緩和の明確化、ファッションに関しても、デザイン職についてのビザ発給の基準が不明確で恣意的と、何か不明確というものがすごく多いです。

それを担当の省庁が分かりませんと言うならば、むしろ不明確と言っているのではないかと突っついていただいて、明確にさせていただいたほうがいいのではないかと思うのですけれども、今おっしゃった、向こうに責任があるということを全然否定しているものではなくて、責任があるからこそきちんと明確化しようという話になるということですね。

○根岸室長 本当は、不明確であると言っている人に、どういう案件のときに何をもって不明確と思ったのかということ当たっていかないと、ぼやつと言うと、何かそうなのだなという印象を与えるのですけれども、何となくこういうものがあると言っていたら、実はあまりないという例もあり得るのだろうとは思っています。

○原委員 あとは、後で頂いている提案をもう一回見ていただいたらいいですけども、そこで何点か言われているものが、例えば、事業者の規模とか立地とか個性なども審査の許否に影響して、業種や職種だけをもってビザ取得が可能か否かの判断が困難になってい

ると、少なくともやっぴらっしゃる方々から認識をされている。これは、そんなことは絶対にありませんという説明は可能ですか。

○根岸室長 アニメ、ゲームですね。どういう趣旨か分かりませんが、影響がある可能性があるとすれば、規模については、こういう仕事がありますといったときに、この規模の中にその仕事があるわけではないということがあり得ます。そういう意味ですね。だから、別に大企業だから全部オーケーで、何人以下の企業だからダメなどと、そんなことはないですし、立地はアニメとかですと、あり得ないと思います。立地があり得るとすると、あまりそういう例はないですけれども、ここでこういう仕事をするのですと言うのだけれども、例えば、そんなところにそんな業務はないと言えるような、立地が影響するような業種ですね。アニメは別にそこでアニメを見せているわけではないですから、そこでアニメを見る人はいないという理屈はないと思いますので、それが影響するとは思えません。個性というのは、今一つどういうことか分からないのですが。

○原委員 一度持ち帰っていただいて、そんなことはあり得ないというところがあれば教えていただけますか。あるいは、全般に関してどうお考えになるかという御見解ですね。

○八田座長 こっちもその当事者にちょっと聞いてみているということですね。

○原委員 はい。

○八田座長 先ほどおっしゃったことに関連しているのだけれども、事業官庁に対して直接事業者が何か色々すると、本当に後の報復を恐れて言わないのです。それは色々なことであって、我々も何か要望があるときに直接はあまり話をしないで全部をこっちに持ってきてちょうだいというのはそういう理由です。三者協議とかをやるわけですがけれども、最初からいきなりやればいいではないかと言うけれども、それは公開の場で、向こうが言ったことが全部外に出る形でやると、中々脅すようなことはやりにくいので通ることが多いのですけれども、そうでないと色々ある。

このことも、出てきたことについてもっともだというところはあれですがけれども、そうではないということも法務省で言っただけのところがあったら、我々は当事者にそれを伝えて、それでもおかしいと思うような具体例があるなら持ってきてくれと言います。

よろしいですか。

○原委員 はい。

○八田座長 事務局もそれでよろしいですか。

○塩見参事官 はい。

○八田座長 では、どうも本当にありがとうございました。